

新型コロナウイルス感染症対策における施設の臨時休館、
本庁舎の土曜日開庁の取扱い等について

国が4月6日に緊急事態宣言発令の方針を示したことを受けて、市では本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、第1回会議において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、下記のとおり決定した。

記

- 1 市が主催するイベント等については、5月31日（日）まで、中止又は延期とする。
※6月以降のイベント等についても、準備の期間を要するものは、5月31日（日）までに中止又は延期を決定する。

- 2 （1）から（3）については、5月6日（水）まで、以下の対応とする。

（1）次の施設は、臨時休館又は臨時休場とする。

ア 児童館（夜間等の貸出しも行わない。）

イ 子育てひろば（こころの併設の一時預かり事業も原則実施しない。ただし、個別の事情による相談には応じることとする。）

ウ 秋川渓谷 瀬音の湯

エ 秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」

オ 秋川流域ジオ情報室（秋川渓谷戸倉体験研修センター内）

カ あきる野ふるさと工房

キ 農業会館

ク 学習等供用施設

ケ コミュニティ会館

コ 菅生交流会館

サ 総合グラウンド

シ 市民球場

ス 秋川グリーンスポーツ公園

セ 山田グラウンド

ソ 市民運動広場

タ 油平クラブハウス

チ 草花公園クラブハウス

ツ 小峰グラウンドソフトボール場

テ 戸倉グラウンド

ト 草花ゲートボール場

(2) 次の施設は、臨時休館とし、施設利用予約などの受付業務も行わない。

- ア 秋川体育館
- イ 五日市ファインプラザ
- ウ 市民プール
- エ いきいきセンター
- オ 中央公民館
- カ 二宮考古館
- キ 五日市郷土館
- ク 秋川ふれあいセンター
- ケ 五日市地域交流センター
- コ 五日市会館
- サ 秋川キララホール
- シ あきる野ルピア（3階、4階）
- ス 図書館全館
- セ 小宮ふるさと自然体験学校

(3) 次の施設は、申請に基づく許可等を行わないこととする。

- ア 市立公園（行為許可申請に基づく許可分）
- イ 五日市ファインプラザ防災多目的広場（使用申請に基づく許可分）
- ウ 五日市ひろば（使用の承認）

3 学校開放事業（学校体育館、校庭）は、5月31日（日）まで、実施しない。

4 4月11日（土）から5月2日（土）までの間、本庁舎の土曜日の開庁は行わない。